

工 事 成 績 採 点 表 （建築及び設備）

検査員注意事項 1. 中間検査を行った場合、検査員のみが評定し、その結果を検査員（中間）に転記し、担当課フォルダーに保存する。
2. 2回以上の中間検査には対応していないので、平均値を計算し、手計算すること

検査年月日 平成 年 月 日

宗 像 市

工 事 名 等												契約金額（最終）		円																				
受 注 者 名												工 期		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日						完成年月日		平成 年 月 日												
		担 当 監 督 員					主 任 監 督 員						総 括 監 督 員						検 査 員（中間）						検 査 員（完成）									
		氏名					氏名						氏名						氏名						氏名									
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般																																	
	II. 配置技術者																																	
2. 施工状況	I. 施工管理																																	
	II. 工程管理																																	
	III. 安全対策																																	
	IV. 対外関係																																	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形																																	
	II. 品 質																																	
	III. 出来ばえ																																	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2																																	
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3																																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等																																	
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点					点						点						点						点									
評定点（6.5点±加減点合計） ※1		① 点					② 点						③ 点						④ 点						⑤ 点									
評定点計		点					○ 中間検査がなかった場合：（① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+⑤ 点×0.2）＝評定点計 ● 中間検査あった場合：（① 点×0.4+② 点×0.2+（③+④）/2 点×0.2+⑤ 点×0.2）＝評定点計																											
7. 法令遵守等 ※7							点																											
評定点合計 ※8		点					○ 評定合計（点）-法令順守等（点）＝評定点合計																											
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行 対象外																											
	所 見 ※5																																	

※1 6.5点 + 1. ～ 3. の評定（加減点合計） + 4. ～ 6. の評定（加減点合計） = 評定点
各評定点（①～④）は小数第1位まで記入する。
※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、担当監督員からの報告を受けて主任監督員が評価するものとする。
※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※4 4. , 5. , 6. は加減評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※5 所見は必ず記載する。
※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、担当、主任、総括監督員が行う。
※7 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。
※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。
※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

項目別評定点

工 事 名

受 注 者

	細別	細目別評定点
1. 施工体制	I 施工体制一般	点 / 3.3点
	II 配置技術者	点 / 4.1点
2. 施工状況	I 施工管理	点 / 13.0点
	II 工程管理	点 / 8.1点
	III 安全対策	点 / 8.8点
	IV 対外関係	点 / 3.7点
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	点 / 14.9点
	II 品質	点 / 17.4点
	III 出来ばえ	点 / 8.5点
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	点 / 7.3点
5. 創意工夫	I 創意工夫	点 / 5.7点
6. 社会性	I 地域への貢献	点 / 5.2点
小 計		点 / 100点
7. 法令遵守(減点のみ)		
合 計		点

細目別評定点採点表

工事名等：

考查項目	細 別	①担当監督員	②主任監督員	③総括監督員	④検査員（中間）	⑤検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	%
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	%
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13.0点	%
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点	%
	III. 安全対策	() × 1.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点	%
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	%
	II. 品質	() × 1.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	%
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				7.3点	%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点	%
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点					
評定合計							100.0	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外					

- ※ 中間検査がなかった場合 (①+②+③+⑤) = 細目別評価点
 ※ 中間検査があった場合 (①+②+ (③+④)/2+⑤) = 細目別評価点
 ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ 施工体制が優れている	☐ 施工体制が良好である	☐ 施工体制が適切である	☐ 施工体制がやや不適切である	☐ 施工体制が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 建退共の証紙の購入が適切に行われ、配布が受払い簿等により適切に把握されている。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他 ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・c			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		☐ 配置技術者として優れている	☐ 配置技術者として良好である	☐ 配置技術者として適切である	☐ 配置技術者としてやや不適切である	☐ 配置技術者として不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・c			☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 施工管理が優れている	☐ 施工管理が良好である	☐ 施工管理が適切である	☐ 施工管理がやや不適切である	☐ 施工管理が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものである。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ その他			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・c			①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() (%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
	II. 工程管理	☐ 工程管理が優れている	☐ 工程管理が良好である	☐ 工程管理が適切である	☐ 工程管理がやや不適切である	☐ 工程管理が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ その他			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・c			①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() (%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
	III. 安全対策	☐ 安全対策が優れている	☐ 安全対策が良好である	☐ 安全対策が適切である	☐ 安全対策がやや不適切である	☐ 安全対策が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ その他			☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・c			①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() (%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
	IV. 対外関係	☐ 対外関係が優れている	☐ 対外関係が良好である	☐ 対外関係が適切である	☐ 対外関係がやや不適切である	☐ 対外関係が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ ☐ その他 ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	☐ 出来形が優れている	☐ 出来形が良好である	■ 出来形が適切である	☐ 出来形がやや不適切である	☐ 出来形が不適切である
		出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	○ 出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「公共工事標準仕様書」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質が優れている	☐ 品質が良好である	■ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である
		品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ○	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 ○	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 ◎	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ○	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 ○
		①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「公共工事標準仕様書」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。 ※ばらつき評価が適当ではない場合				
		a ☐ 品質が優れている	b ☐ 品質が良好である	c ☐ 品質が適切である		
		☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☐ 内装仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☐ 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。 ☐ 不可視部分となる品質確保のための工事写真、施工記録が等が整備されている。 ☐ その他 ●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 【その他】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆い板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※本項目は2点の加点とする。 【新技術活用】 ☐ NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は4点の加点とする。 ☐ NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。 ※本項目は4点の加点とする。 ※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。 ①「評価対象項目」のうち、該当があれば緑色表記の項目を追加する。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場 ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。
※2. 評価は各項目において1つし点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、主任監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	☐ a	☐ b	☒ c	☐ d	☐ e
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ 工程管理が優れている	☐ 工程管理が良好である	☒ 工程管理が適切である	☐ 工程管理がやや不適切である	☐ 工程管理が不適切である
		●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 配置技術者（現場代理人）の積極的な工程管理の姿勢がみられた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。 ①「評価対象項目」のうち、該当があれば緑色表記の項目を追加する。 ②評価の目安として楠外の従前評定の写を参考にして下さい。				
	III. 安全対策	☐ a	☐ b	☒ c	☐ d	☐ e
		☐ 安全対策が優れている	☐ 安全対策が良好である	☒ 安全対策が適切である	☐ 安全対策がやや不適切である	☐ 安全対策が不適切である
		●評価対象項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。 ①「評価対象項目」のうち、該当があれば緑色表記の項目を追加する。 ②評価の目安として楠外の従前評定の写を参考にして下さい。				

別紙ー2②（主任監督員）

考 査 項 目	細 別	
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	Ⅰ 建物固有の施工技術の難しさへの対応 ☐ 1.設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 ☐ 2.対象建築物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他 ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点とする。 Ⅱ 厳しい周辺環境環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他 ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば6点の加点とする。 Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事

別紙-2② (主任監督員)

考 査 項 目	細 別	
4. 工事特性	I 施工条件等への 対応	☐ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.その他 ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点とする。 IV 施工現場での対応 ☐ 16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17.その他（ ） ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば6点の加点とする。
	評価	評点 〇 点 ※1. 工事特性は、最大20点の加点 ※2. 担当監督員が評価する「5. 倉 ※3. なお、該当があれば緑色表記の

※１．工事特性は、最大２０点の加點評価とする。
 ※２．担当監督員が評価する「５．創意工夫」との二重評価は行わない。
 ※３．なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。

考 査 項 目	細 別	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☒ c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☒ 地域への貢献が優れている	☒ 地域への貢献がやや優れている	☒ 地域への貢献が良好である	☒ 地域への貢献がやや良好である	☒ 他の評価に該当しない
●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ その他 判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。 なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。						
①「評価対象項目」のうち、該当があれば緑色表記の項目を追加する。 ②評価の目安として欄外の従前評定の写を参考にして下さい。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表	
８．法令遵守等		
減点		
①本考查項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。		
②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。		
③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。		
④総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。		
【上記で評価する場合の適応事例】		
1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。		
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。		
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。		
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。		
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。		
6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。		
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。		
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。		
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。		
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。		
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。		
12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。		
13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。		
14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。		

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 施工管理が優れている 「評価対象項目」 ☐ ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ ☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ ☐ 品質証明体制が確立され、関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ その他	☐ 施工管理が良好である	☐ 施工管理が適切である	☐ 施工管理がやや不適切である ☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理が不適切である ☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。

②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値が90%以上・・・a
評価値が80%以上90%未満・b
評価値が60%以上80%未満・c

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	☐ a	☐ a'	☐ b	☐ b'	☒ c	☐ d	☐ e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。 ○	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。 ○	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。 ○	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。 ○	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b' に該当しない。 ◎	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ○	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ○
		「評価対象項目」 ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形値が、写真と測定結果一覧表で一致していることが確認できる。 ☐ 出来形確認が、適切な時期に、適切な方法で行われていることが確認できる。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ①出来形は、工事全般を通じて評価するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「公共工事標準仕様書」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「○」評価とする。 ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。						

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には、評価値とする。
⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 全体的な完成度が優れている。	☐ 全体的な完成度が良好である。	☒ 全体的な完成度が適切である。	☐ 全体的な完成度が劣っている。	
		●評価対象項目 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 仕上げがよい ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 施工対象物の通りが良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 全体的な美観がよい。 ☐ クラック、隙間、かたつき等がない。 ☐ 総合的な機能がよい。 ●判断基準 ☐ 該当5項目以上・・・a ☐ 該当4項目・・・b ☐ 該当3項目・・・c ☐ 該当2項目以下・・・d				